

平成 25 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	ネ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	秋 山 司
		(J A S D A Q ・ コード 6634)
問 合 せ 先		
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 兼 経 営 企 画 部 部 長	石 原 直 樹
電 話		03-5766-9870

訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ

平成24年1月5日「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社を被告とする訴訟に関して本日、東京地方裁判所より、当社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 年月日：平成 25 年 8 月 12 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 商 号：創路株式会社
- (2) 本店所在地：東京都新宿区新宿一丁目 23 番 11 号
- (3) 代 表 者：代表取締役 井村 和則

3. 判決の内容（要旨）

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告の負担とする。

4. 今後の見通し

上記のとおり、今回、当社の主張が認められ判決が下されましたので、当社の業績に与える影響はないものと認識しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上